議案第　１３９　号

周南市下水道条例の一部を改正する条例制定について

周南市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市下水道条例の一部を改正する条例

周南市下水道条例（平成15年周南市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第２条の２中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第65号）の施行の日から施行する。

（参　考）

周南市下水道条例新旧対照表

現行	改正案
（公共下水道の構造の技術上の基準） 第２条の２　公共下水道の構造に関して、法第７条第２項に規定する条例で定める技術上の基準は、次条から第２条の６までに定めるところによる。	（公共下水道の構造の技術上の基準） 第２条の２　公共下水道の構造に関して、法第７条第３項に規定する条例で定める技術上の基準は、次条から第２条の６までに定めるところによる。